

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月15日
【会社名】	TOYO TIRE株式会社
【英訳名】	Toyo Tire Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 隆 史
【本店の所在の場所】	兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
【電話番号】	(072)789-9100 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦
【最寄りの連絡場所】	兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
【電話番号】	(072)789-9100 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦
【縦覧に供する場所】	TOYO TIRE株式会社 東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目1番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 減損損失及び関係会社整理損並びに関係会社評価損

#### (1) 当該事象の発生年月日

2021年2月15日

#### (2) 当該事象の内容

当社は2021年2月15開催の取締役会において、当社が発行済株式の100%を保有する連結子会社であるSilverstone Berhadを解散することを決議いたしました。。

#### (3) 当該事象の個別損益及び連結損益に与える影響

2020年12月連結決算において、減損損失5,110百万円及び関係会社整理損1,159百万円、合計6,270百万円を特別損失に計上しております。

2020年12月個別決算において、関係会社株式評価損7,198百万円を特別損失に計上しております。なお、連結決算では相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

### 2. 製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額

#### (1) 当該事象の発生年月日

2021年2月15日

#### (2) 当該事象の内容

2015年12月期において、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない等の事実が判明いたしました。

2020年12月期第4四半期決算において、状況が進捗し算定可能となったことにより、交換用の免震製品代金や改修工事費用2,266百万円、補償費用等809百万円、諸費用1,858百万円（主として、免震ゴム製品交換工事に係る保険料、免震ゴム対策統括本部人件費等）を計上した結果、製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額を特別損失として計上しております。

#### (3) 当該事象の個別損益及び連結損益に与える影響

2020年12月期において、特別損失として製品補償対策費2,942百万円及び製品補償引当金繰入額4,235百万円、合計7,178百万円を計上しております。

以上